

嬭恋村農業委員会総会議事録(第31回)

(1) 開催日時 令和5年1月10日(火)開会:午後1時30分 閉会:午後2時02分

開催場所:役場 2階会議室

(2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員17名)

農業委員

- 1.干川初枝 2.関喜吉 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次  
8.黒岩純一 9.干川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ 14.黒岩広司  
15.樋口忠男 16.黒岩富二 17.西窪充夫

(3) 欠席委員の議席番号及び氏名 なし

(4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 滝澤文彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星

(5) 提出された議案

第1号議案 あっせんの成立について

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号議案 農用地売買のあっせん申出について

第4号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について

第5号議案 その他

(6) 会議の概要

事務局長 新年早々大変お世話になります。皆さんお揃いになりましたので、ただ今より農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は17名です。嬭恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは農業委員会会議規則第7条の規定により会長の宣告で始めさせていただきます。農業委員会会議規則第5条により会長が議長になり進行をお願いします。

会長 皆さんこんにちは、新しい年を迎えまして令和5年になりました。また今年も宜しくお願いします。まだまだ寒い日が続きますが体調管理を万全にさせていただきまして、体調を整えて春に備えて下さい。

それでは続きまして、3の嬭恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第13番号委員黒岩トシエ委員、第14番号委員黒岩広司委員にお願いいたします。続きまして、4の協議事項に入りたいと思います。第1号議案「あっせんの成立について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「あっせんの成立」5件、案件朗読後説明】

議長 第1号議案の1番から4番の関係は田代の案件ですので、田代の委員にお願いしたいと思いません。田代の委員のご意見ございますか。

10番委員 皆さん、新年おめでとうございます。今年も宜しくお願いします。1の場所ですが古澤建築から入っていった所です。双方納得されているし単価的にも問題ないと思います。2番は、田代湖の周回道路です。双方納得されているし、価格的にも問題ないと思います。3番目ですが、こちらも田代湖の周回道路から入った所ですが、価格的には安いですが、畑への進入路が壊れていたり、大部分が日陰で小作になるという事です。双方合意しており問題ないと思います。4番目ですが、こちらも3番目の申出人と一緒にですが、場所はコミュニティセンターから愛妻の丘へ行く途中です。こちらも畑への進入路がなく、また、受人が40～50年も耕作してきたという事で、単価的には安いですが双方納得されているのでこの価格になりました。

議 長 ありがとうございます。1番号から4番号につきまして、他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。第1号議案の1番号から4番号についてはあっせんの成立については問題なしという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第1号「あっせんの成立について」】について、1番号から4番号については成立という事で許可することに決定いたします。続きまして、5番号の案件でございます。どなたか関係する委員さんの意見をお願いします。

5番委員 はい。場所は、パンoramラインより山梨開拓の〇〇牧場手前の畑です。2筆あって道を隔てているが場所は同じ所です。良い畑で価格もかなり良いですし、双方納得されているので問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。第1号議案の5番号についてのあっせんの成立については問題なしという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第1号「あっせんの成立について」】について、5番号については成立という事で許可することに決定いたします。続きまして、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】7件事務局説明  
1番号～4番号 あっせんの成立による所有権移転  
5番号 あっせんの成立による所有権移転及び売買による所有権移転  
6番号 売買による所有権移転  
7番号 賃貸借による利用権設定  
7番号の受人はR4. 12. 6設立の農地所有適格法人だが、法人としての要件は満たしてい

るので今回の申請に到った。

議長 1番号から4番号の関係ですが、先程のあっせんの成立による申請ですので、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」】1番号から4番号につきましては、許可するものとして決定します。続きまして、5番号についてどなたかご意見ございますか。

5番委員 はい。この筆はあっせんの成立による筆に付随している土地で、実際には農業用施設用の小屋付きの土地です。譲渡人が以前購入した際に一緒に付随されてきたとの事です。特に問題は無いと思いますのでよろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。5番号につきまして、その他の委員の意見ございますか。特にないようすででお諮りします。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について】5番号は許可するものとして決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 はい。ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について】5番号については、許可するものとして決定します。続きまして、6番号についてどなたか委員のご意見ございますか。

8番委員 12月28日に地元農業委員、推進委員と事務局で現地確認をしました。場所はJAスタンドからバラギ方面へ300m程のバイパス沿いの所です。今回、譲渡人が農家をやめたということで、隣接している譲受人が買い受けるという事です。受人は認定農業者でもあり、地元でも有数の農家でありますので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。その他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について】6番号は許可するものとして決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 はい。ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について】6番号については、許可するものとして決定します。続きまして、7番号につきまして、地元の委員のご意見をお願いします。

5番委員 場所は、パノラマラインより山梨開拓に向い、ひとつ沢向こうです。雪が降る前に現地確認をしました。畜産農家が借りるようで、キャベツ畑ではなく牧草畑として使用するとの話です。問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。その他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について】7番号は許可するものとして決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい。ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について】7番号については、許可するものとして決定します。続きまして、【第3号議案「農用地売買のあっせん申出について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第3号「農用地売買のあっせん申出について」】3件説明。

議 長 はい。【議案第3号「農用地売買のあっせん申出」について】1番号の案件は鎌原地区ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

12番委員 12月9日に雪が降る前に地元委員と事務局で現地確認をしました。場所は鎌原観音堂から三原方面から上ってくる所を右手へ曲がり、そこから北西に300mほど行った場所です。皆様にわかりやすく説明しますと西窪のサンエイの対岸の吾妻川の崖上になります。申出人は村外に住んでおり耕作できないとの事で問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。この件についてその他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。【議案第3号「農用地売買のあっせん申出」について】1番目の鎌原についてはあっせんを受けるということで決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第3号「農用地売買のあっせん申出」について】1番目についてはあっせんを受けるということに決定します。続きまして、2番目の田代の案件お願いします。

11番委員 12月22日に役場にて図面で確認をしました。というのも、雪で現地まで行けないという事でした。広川原の集荷場が2つあり、その先の右手になります。問題ないと思います。

議 長 はい。ありがとうございます。この件につきまして、その他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。【議案第3号「農用地売買のあっせん申出」について】2番目の案件につい

てはあっせんを受けるということで決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第3号「農用地売買のあっせん申出」について】2番目についてはあっせんを受けるということで決定します。続きまして、3番目の大笹の案件をお願いします。

5番委員 現地確認は雪で見に行けてません。場所は、ブルワリーから浅間方面です。住所は三本松ですが、通称砂地と呼ばれています。地主が売りたいという事ですので問題ないと思います。

議 長 はい。ありがとうございます。この件につきまして、その他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。【議案第3号「農用地売買のあっせん申出」について】3番目の案件についてはあっせんを受けるということで決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい。ありがとうございます。【議案第3号「農用地売買のあっせん申出」について】3番目についてはあっせんを受けるということで決定します。尚、あっせん委員につきましては、鎌原の案件は、農業委員2名、推進委員2名でお願いします。田代の案件は田代地区の委員農業委員1名、推進委員2名の3名、大笹の関係は大笹地区の農業委員1名、推進委員2名の3名にお願いします。あっせん委員会の日時は事務局の方から関係委員に後日ご連絡いたします。宜しくをお願いします。続きまして、【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。

事務局 【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】

農業経営基盤強化促進法第18条の第1項及び19条第1項の規定による農用地の利用集積計画の実施が必要と認められたので、村長より農業委員会の意見決定を求められておるものです。利用権の設定するもの3名、設定する土地28筆、面積145,680㎡、利用権の設定を受けるものが1名となっております。

議 長 今回は、個人から法人に貸し付けるものです。この件につきましてどなたか意見ございますか。質問がなければ、お諮りします。【議案第4号の「農用地利用集積計画(案)への意見決定」】は意見を問題なしとして村長に回答して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。

議長 続きまして、【第5号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第5号議案【「その他」について】報告。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 4件

報告2 農地転用許可後の事業完了報告について 3件

報告3 農地法第18条第6項の規定による届出書 2件

報告4 現況証明願（許可済） 1件

議長 【第5号議案「その他」】の報告をいただきました。本日の議案は全て終了しました。その他のその他ですが、事務局より願います。

事務局 お世話になります。別添で付けさせていただきましたが、主催者であります吾妻農業事務所より令和4年度あがつま農業フォーラムの開催連絡がありました。参加希望の方のみ1月18日までに事務局までFAX及び電話等で報告をお願いします。なお、当日は会場の駐車場等に限りがありますので乗り合わせで行きたいと思います。宜しくお願いします。

議長 お手元にあるとおり1月31日開催のあがつま農業フォーラムの案内が来ております。これは、早お昼をとって集合ですか。

事務局 はい。各自昼食をとって集合となります。宜しくお願いします。

議長 出席される方は、FAX及び電話で事務局へお申し込みをお願いします。その他何かございますか。特にないようですので、次回は令和5年2月10日(金)の午後1時30分から役場の第二会議室となります。それでは、これで本日の定例会は全て終了となります。1月の定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時02分閉会

議長

(西窪 充夫) 西窪 充夫

議事録署名人 第13番委員

(黒岩 トシエ) 黒岩 トシエ

第14番委員

(黒岩 広司) 黒岩 広司